

令和7年度 鶴岡市立羽黒中学校「部活動等に関するガイドライン」

R7 4/17 改定ver

区分項目	部活動（学校・顧問・部活動指導員）	平日の部活動支援活動（保護者会クラブ）	
定義	中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動	部活動支援のために組織した部活動支援活動団体が主体的に行う活動	
活動競技	○ソフトボール(女子) ○サッカー ○バスケットボール(男・女) ○バレーボール(女子) ○バドミントン(女子) ○剣道(男子) 野球(男子) ○ソフトテニス ○吹奏楽 [注] 田川中体連の大会種目にある場合は、小学校から練習を継続しているなどの条件を考えながら、職員を顧問として中体連主催大会にのみ参加することを認める場合がある。(スキー、水泳)	左記の部活動の中で、支援体制が組織された部とする。 (すべての部で支援活動団体を設置する必要はない。)	
目的	(1) 生徒の健全な育成を目指す。(生徒の過重負担にならないように配慮する。) ①責任感、連帯感を養い、人格形成や健やかな心身の成長を図る。 ②人との交わりを通じ、望ましい人間関係を育むと共に、技能と競技力の向上を目指す。		
運営	(1) 学校(顧問)・部活動指導員・保護者会・地域指導者(コーチ)の三者の連携と機能の分担による運営とする。 ①学校の方針と「部活動支援団体との申し合わせ事項」に基づいた運営を行う。 ②各部毎の「規約」に基づいた運営(規約の確認と改善の継続)を行う。 (2) 鶴岡市中学校部活動等に関するガイドラインに則った運営を行う。		
加入	任意加入とする。(①毎年4月末に登録 ②活動を推奨する)	任意加入とする。(所属している全部員の加入が望ましいが、再登録する。)	
管理と指導	①顧問教員及び部活動指導員(最低必要条件)が指導・管理にあたる。 ②地域指導者(コーチ)が指導にあたる。	①運営組織・地域指導者または部活動指導員が指導・管理にあたる。 ・部活動支援団体の運営組織が保護者会が中心となっている場合、保護者会の責任において指導者を委嘱する。 ・中体連主催大会等にコーチとして帯同する指導者については、部活動顧問・保護者会長と確認の上、大会要項に基づき校長が委嘱する。 ②教員(顧問)は指導に関わらない。	
活動日・時間・休業日について	授業日活動	(1) 平日の月～金曜日。 (2) 期末テスト4日前から、テスト当日まで活動を停止する。 (3) 朝の活動は行わない。 (4) 1日の活動時間は2時間程度とする。 (5) 活動終了時刻は、1年を通して原則17:30下校 (注 ※1に該当し、延長する場合は、校長の許可を得る。)	(1) 朝の活動は行わない。 (2) 1日の活動時間は2時間程度とする。 ①活動は最終19時までとする。 ②夜間活動は行わない。 地域クラブとして鶴岡市に登録申請し活動
	休業日活動について	(1) 土曜・日曜・休日の活動 活動を行わない。 ただし、中体連、中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会(コンクール)については、教員(顧問)引率・指導の下、部活動として活動することもできる。 (2) 長期休業中の活動 ①平日、週4回以内(1日3時間程度)の活動とする。 ②土曜・日曜・祝日、閉庁日は活動を行わない。 ③ある程度長期の休養期間を設ける。 特例として i. 中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化部活動の大会(コンクール)の2週間前からの休日に行う「通常の練習活動」については、教員が引率・指導することもできる。*ただし、半日程度とする。 ii. 「文化部活動」については、[ア]のいずれかに該当している場合、[イ]の範囲内で教員の引率・指導することもできる。*iiは移行期のみ。 [ア] 活動を認めるやむを得ない事情 休日の指導体制が整っていない場合 学校施設が一般開放できない場合 [イ] 認める活動 大会(コンクール)の3週間前からの休日 土日2日間の内1日(半日程度)以内 3連休の内2日(1日あたり半日程度)以内 *土日に連続しない祝日は校長判断とする。	休日の活動の指導体制による支援も可とする。 (1) 土曜・日曜・休日の活動 ①3時間程度とする。練習試合等で終日活動する場合は、前日か翌日を必ず活動休止日とする。 ②基本的に土日のいずれか1日とする。 注 ※1に該当し、もう1日活動する場合(土日連続で活動する場合)、平日の部活動の休止日以外に別の1日を休止日とする。 (2) 長期休業中の活動 ①平日、週4回以内(1日3時間程度)の活動とする。 ②ある程度長期の休養期間を設ける。 ③原則として閉庁日の活動は行わない。
	その他	(1) 大会(中体連・中文連等主催)3週間前からは、HAGURO TIMEの時間から部活動をはじめることもできる。 (2) 長期休業中の活動は、部活動、支援活動を併せて、生徒の過重負担にならないように計画する。 ①顧問は「月別活動計画表」を作成し、毎月25日まで部活動担当に提出、部活動担当は教頭に提出する。 (3) 指導・管理にあたる者が活動場所に不在の時や感染症等の流行、生徒の安全確保が困難(台風・暴風警報の発令等)なとき、活動場所のWBGT指数が31℃以上を指しているときは活動を停止する。	
大会への参加	(1) 下記の大会は、顧問・部活動指導員が引率・監督を務め、指導・管理にあたる。校長の許可を得る。 ①中体連、中文連主催の大会 ②中体連・中文連共催大会については鶴岡市のガイドラインに準ずる (2) 上記以外の大会以外に、本校の部活動単位(本校生徒が中心)で参加する場合、出場の有無も含め部活動支援運営団体で相談し、校長に確認し、許可を得る。 (3) 各種大会要項は、事前に校長に提出する。		
強化練習会・練習試合	(1) 中体連主催の強化練習会は、参加を含め校長に確認し、原則顧問が対応する。	(1) 左記以外の任意の練習試合・強化練習会は、実施、参加の有無も含め部活動支援運営団体で対応する。	
遠征・合宿		(1) 遠征は選手の過重負担にならないように配慮する。 ①宿泊を伴う遠征は、年3回以内とする。 ②宿泊を伴う遠征は、2泊3日以内を原則とする。 ア、新チームの活動スタートより1年間とする。 ③申請書(実施計画書を添付)を提出する。 (2) 合宿は行わない。 [注] 遠征とは、他県での練習試合、正式な予選会を経ない任意の大会に参加する場合を指す。	
活動場所	(1) 本校の施設 (2) 鶴岡市の施設		
保険	(1) 日本スポーツ振興センター保険(生徒全員加入)に加入する。	(1) 任意保険加入(必須条件)・地域指導者(コーチ)も任意保険加入する。	
経費	(1) 施設、用具、消耗品は学校予算による。 ①個人持ちの用具は個人(保護者)負担とする。	(1) 左記で不足分は支援団体毎に会費を負担する。 ①会計担当等は部活動支援団体で行う。	
今後の方針	令和7年度以降の休日の活動において、現在の保護者会クラブが廃止され、地域クラブ、スボ少等への移行、新規立ち上げが必要となる。保護者会クラブをそのまま地域クラブやスボ少に発展させるのか、各個人でスポーツ団体に加入するのか等、各部で検討していく必要がある。最終的には部活動の完全地域化を目指していく。		